

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		療養費の支給
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第54条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法第54条
	参考事項	国民健康保険法施行規則第27条 栃木市国民健康保険規則第37条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋 (療養費)</p> <p>第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2 市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第42条第1項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。</p> <p>4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第45条第2項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第52条第</p>	

2項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第52条の2第2項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第2項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

#### 国民健康保険法施行規則抜粋

(療養費の支給申請)

第27条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条又は法第54条の3第3項若しくは第4項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

- (1) 療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号
- (2) 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地
- (3) 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名
- (4) 法第54条の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあつては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由、法第54条の3第3項又は第4項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあつては、特別療養費の支給を受けることができなかつた理由
- (5) 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容
- (6) 療養につき算定した費用の額
- (7) 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、同項第六号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。

3 前項の証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第2号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第1項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- (2) 市町村又は組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

#### 栃木市国民健康保険規則抜粋

(療養費の支給)

第37条 被保険者の属する世帯の世帯主は、施行規則第27条の規定により療養費の支給申請書を市長に提出するときは、別表に掲げる区分に従い、同表に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書につき審査し、支給の適否を決定して、療養費支給決定通知書（別記様式第19号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により療養費の支給を決定された者は、療養費請求書（別記様式第20号）を市長に提出して支給を受けるものとする。